

決 定 要 旨

被 審 人（住所）東京都新宿区新宿三丁目番 1 番 24 号

（名称）株式会社アルデプロ

上記被審人に対する平成 21 年度(判)第 33 号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法第 185 条の 6 の規定により審判長審判官三島聖子、審判官奥久潤一、同渡辺健一から提出された決定案に基づき、金融商品取引法第 185 条の 7 第 1 項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金 2 億 8155 万円
- (2) 課徴金の納付期限 平成 22 年 2 月 26 日

2 事実及び理由

課徴金に係る金融商品取引法第 178 条第 1 項各号に掲げる事実及び法令の適用は、審判手続開始決定書と同一であるからこれを引用する。課徴金の計算の基礎は別紙のとおりである。

被審人は、第 1 回審判の期日前に、課徴金に係る金融商品取引法 178 条第 1 項第 2 号及び第 4 号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

平成 21 年 12 月 25 日

金融庁長官 三國谷 勝範

(別紙)

○ 課徴金の計算の基礎

第1の1 平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第2項の規定により、被審人の第19期半期報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（2,575,026円）

が

② 3,000,000円

を超えないことから、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円となる。

第1の2 旧金融商品取引法第172条の2第1項の規定により、被審人の第20期有価証券報告書に係る課徴金の額は、

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（4,013,705円）

が

② 3,000,000円

を超えることから、4,013,705円について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて4,010,000円となる。

第1の3及び4 旧金融商品取引法第172条の2第1項又は第2項の規定により、被審人の第21期半期報告書及び同事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書に係る課徴金について、個別決定ごとの算出額は

① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額（2,324,114円）

が

② 3,000,000円

を超えないことから、

同半期報告書については、3,000,000円の2分の1に相当する額である1,500,000円

同有価証券報告書については、3,000,000円

となるが、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、同半期報告書及び同有価証券報告書が、いずれも第21期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計4,500,000円が、同有価証券報告書に係る算出額

（3,000,000円）と、同半期報告書に係る算出額に2を乗じた額（3,000,000円）

のいずれか高い額 (3,000,000 円) を超えることから、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

同半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

同有価証券報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 3,000,000 / (1,500,000 + 3,000,000) = 2,000,000 \text{ 円}$$

となる。

第1の5、6及び7 旧金融商品取引法第172条の2第2項の規定により、被審人の第22期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第1四半期報告書」という。）、同事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第2四半期報告書」という。）及び同事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書（以下「第3四半期報告書」という。）に係る課徴金の額について、個別決定ごとの算出額は、

- ① 被審人が発行する算定基準有価証券の市場価額の総額に10万分の3を乗じて得た額 (177,541 円)

が

- ② 3,000,000 円

を超えないことから、

第1四半期報告書については、3,000,000 円の2分の1に相当する額である
1,500,000 円

第2四半期報告書については、3,000,000 円の2分の1に相当する額である
1,500,000 円

第3四半期報告書については、3,000,000 円の2分の1に相当する額である
1,500,000 円

となるが、金融商品取引法第185条の7第6項の規定により、第1四半期報告書、第2四半期報告書及び第3四半期報告書が、いずれも第22期事業年度に係るものであり、これらに係る個別決定ごとの算出額の合計4,500,000円が、第1四半期報告書に係る算出額に2を乗じた額 (3,000,000 円)、第2四半期報告書に係る算出額に2を乗じた額 (3,000,000 円) 及び第3四半期報告書に係る算出額に2を乗じた額 (3,000,000 円) のうち最も高い額 (3,000,000 円) を超えることから、3,000,000 円を個別決定ごとの算出額に基づき按分することとなり、

第1四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) = 1,000,000 \text{ 円}$$

第2四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) \\ = 1,000,000 \text{ 円}$$

第3四半期報告書に係る課徴金の額は

$$3,000,000 \times 1,500,000 / (1,500,000 + 1,500,000 + 1,500,000) \\ = 1,000,000 \text{ 円}$$

となる。

第2の1及び2 旧金融商品取引法第172条第1項第1号の規定により、重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により取得させた株券等の発行価額の総額の100分の2に相当する額が課徴金の額となることから、平成18年4月28日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$3,499,596,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 69,991,920 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨てて、69,990,000円

平成20年8月6日提出の有価証券届出書に係る課徴金の額は、

$$10,002,720,000 \text{ 円} \times 2 / 100 = 200,054,400 \text{ 円}$$

について、金融商品取引法第176条第2項の規定により1万円未満を切り捨てて、200,050,000円

となる。

(参考) 「審判手続開始決定書」の引用部分

○ 課徴金に係る金融商品取引法第178条第1項各号に掲げる事実

金融商品取引法第178条第1項第2号及び第4号に該当

被審人は、東京都新宿区新宿三丁目1番24号に本店を置き、その発行する株券が東京証券取引所マザーズ市場に上場されている会社であるが、被審人は、関東財務局長に対し、

第1

- 1 平成18年4月17日、被審人の平成17年8月1日から平成18年1月31日までの中間連結会計期間につき、売上の過大計上により、連結中間純損益が1,009百万円（百万円未満切捨て。以下、連結当期純損益額、連結経常損益額及び連結純資産額について同じ。）の利益であったにもかかわらず、これを1,425百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書を掲載した被審人の第19期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書（以下「第19期半期報告書」という。）を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、

- 2 平成19年10月26日、被審人の平成18年8月1日から平成19年7月31日までの連結会計期間につき、架空売上の計上及び引当金の不計上により、連結当期純損益が4,710百万円の利益であったにもかかわらず、これを6,512百万円の利益と記載するなどした連結損益計算書を掲載した被審人の第20期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書(以下「第20期有価証券報告書」という。)を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、
- 3 平成20年4月30日、被審人の平成19年8月1日から平成20年1月31日までの中間連結会計期間につき、売上の過大計上及び引当金の不計上等により、連結経常損益が2,379百万円の損失であったにもかかわらず、これを6,705百万円の利益と、連結中間純損益が7,807百万円の損失であったにもかかわらず、これを3,915百万円の利益と記載するなどした中間連結損益計算書、及び連結純資産額が24,965百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に38,491百万円と記載するなどした中間連結貸借対照表を掲載した被審人の第21期事業年度中間連結会計期間に係る半期報告書(以下「第21期半期報告書」という。)を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある半期報告書を提出し、
- 4 平成20年10月31日、被審人の平成19年8月1日から平成20年7月31日までの連結会計期間につき、売上の過大計上及び棚卸資産の過大計上等により、連結経常損益が7,903百万円の損失であったにもかかわらず、これを1,129百万円の利益と、連結当期純損益が26,125百万円の損失であったにもかかわらず、これを10,413百万円の損失と記載するなどした連結損益計算書、及び連結純資産額が5,998百万円であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に23,512百万円と記載するなどした連結貸借対照表を掲載した被審人の第21期事業年度連結会計期間に係る有価証券報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある有価証券報告書を提出し、
- 5 平成20年12月15日、被審人の平成20年8月1日から平成20年10月31日までの第1四半期連結会計期間につき、棚卸資産の過大計上により、連結純資産額が1,107百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に13,972百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した被審人の第22期事業年度第1四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、
- 6 平成21年3月17日、被審人の平成20年11月1日から平成21年1月31日までの第2四半期連結会計期間につき、棚卸資産の過大計上により、連結純資産額が8,564百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当す

る「純資産合計」欄に 6,015 百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した被審人の第22期事業年度第2四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、

- 7 平成21年6月15日、被審人の平成21年2月1日から平成21年4月30日までの第3四半期連結会計期間につき、棚卸資産の過大計上により、連結純資産額が11,014百万円の債務超過であったにもかかわらず、連結純資産額に相当する「純資産合計」欄に1,045百万円と記載するなどした連結四半期貸借対照表を掲載した被審人の第22期事業年度第3四半期連結会計期間に係る四半期報告書を提出し、もって、重要な事項につき虚偽の記載がある四半期報告書を提出し、

第2

- 1 平成18年4月28日、第19期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年5月22日、21,339株の株券を3,499,596,000円で取得させ、
- 2 平成20年8月6日、第20期有価証券報告書及び第21期半期報告書を参照書類とする有価証券届出書を提出し、同有価証券届出書に基づく募集により、同年8月27日、新株予約権付社債を10,002,720,000円で取得させ、
もって重要な事項につき虚偽の記載がある発行開示書類に基づく募集により有価証券を取得させたものである。

○ 法令の適用

第1の1

平成20年法律第65号による改正前の金融商品取引法（以下「旧金融商品取引法」という。）第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の5第1項

第1の2

旧金融商品取引法第172条の2第1項本文、金融商品取引法第24条第1項本文、第176条第2項

第1の3

旧金融商品取引法第172条の2第2項前段、金融商品取引法第24条の5第1項

第1の4

旧金融商品取引法第172条の2第1項本文、金融商品取引法第24条第1項本文

第1の3、4は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出について

のものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

第 1 の 5

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

第 1 の 6

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

第 1 の 7

旧金融商品取引法第 172 条の 2 第 2 項前段、金融商品取引法第 24 条の 4 の 7 第 1 項

第 1 の 5、6、7 は、いずれも同一の記載対象事業年度に係る継続開示書類の提出についてのものであることから、上記により個別に算出した額につき、さらに金融商品取引法第 185 条の 7 第 6 項を適用する。

第 2 の 1

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項、第 4 項、第 176 条第 2 項

第 2 の 2

旧金融商品取引法第 172 条第 1 項、第 3 項、金融商品取引法第 5 条第 1 項、第 4 項、第 176 条第 2 項